

多治見市結婚新生活支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多治見市結婚新生活支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、多治見市補助金等交付規則（平成8年規則第14号）第20条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

2 支援金は、結婚に伴う新生活に係る費用に対する経済的不安を軽減することにより、地域における少子化対策の強化及び若年層の定住促進を図ることを目的として、交付する。

(支援対象夫婦)

第2条 支援金の交付対象となる者は、次の全てに該当する夫婦（以下「支援対象夫婦」という。）のうち夫又は妻のいずれか一方とする。

(1) 婚姻届を提出し、受理されていること。

(2) 申請日（第5条の規定による申請の日をいう。以下同じ。）の属する年度の前年度の1月1日以後、かつ、申請日の属する年度の3月31日以前に婚姻届を提出し、受理されていること（第4条第3号に該当する夫婦を除く）。

(3) 夫婦のいずれも婚姻日（婚姻届を提出した日をいう。以下同じ。）における年齢が39歳以下であること。

(4) 夫婦のいずれも又は一方が申請日において本市の住民基本台帳に記録されていること。

(5) 夫婦の合計所得金額（アに定める額からイに定める額を控除して得た額）が500万円未満であること。

ア 夫婦の所得金額を合算して得た額

イ 夫婦のいずれも又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を行っている場合にあつては、アの所得金額に係る年における貸与型奨学金の返済額（当該返済に対して公的制度による補助等を受けた場合にあつては、当該返済額から当該補助等を受けた額を控除して得た額）

(6) 夫婦のいずれも申請日から3年以上継続して、本市に居住すること。

(7) 地域住民との交流及び地域振興のための活動に参加するために、自治会、町内会その他の地域を単位とした自治組織に加入していること。

- (8) 夫婦のいずれも本市における市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料又は農業集落排水処理施設使用料を滞納していないこと（市長に対し分納の誓約をし、かつ、誠実に履行していると市長が認める場合を除く。）。
- (9) 夫婦のいずれも多治見市暴力団排除条例（平成24年条例第26号）第2条第2号に規定する暴力団員等でないこと。
- (10) 夫婦のいずれも本市が実施するアンケート調査等への協力に同意していること。

（支援対象経費）

第3条 支援金の交付対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）は、一の物件に係る費用であって、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める費用のうち、申請日の属する年度の4月1日から3月31日までの間に支払いを完了したものとする。ただし、当該各号に定める費用について、勤務先から手当が支給されている場合又は公的制度による補助等を受けている場合にあつては、当該費用から当該手当及び当該補助等の額を控除するものとする。

(1) 住宅費 次に掲げる費用をいう。

ア 婚姻を機とした住宅の取得費（婚姻日より前に住宅を取得した場合にあつては婚姻日から起算して1年以内に取得した住宅に係る費用に限り、住宅の取得に係る金融機関からの借入金の返済額を含む。）

イ 婚姻を機とした住宅の賃借（夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件に他方が入居して同居する場合を含む。）に要する家賃（同居を開始した月以後の月に係るものに限る。）、共益費、敷金、礼金（保証金その他これに類する費用を含む。）及び仲介手数料

(2) 引越費用 婚姻を機とした引越しに要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った実費をいう。

(3) リフォーム費用 婚姻を機に住宅の機能の維持又は向上を図るために行った修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用（婚姻日より前に行った工事については、婚姻日から起算して1年以内に行った工事に係る費用に限り、倉庫若しくは車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用又はエアコン、洗濯機等の家電の購入若しくは設置に係る工事費用を除く。）をいう。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、支援対象経費の額(当該支援対象経費の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、当該端数又はその全額を切り捨てる。)とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 夫婦のいずれも婚姻日における年齢が29歳以下である支援対象夫婦(第3号に該当する場合を除く。) 60万円
- (2) 前号に掲げる支援対象夫婦以外の支援対象夫婦(次号に該当する場合を除く。) 30万円
- (3) 申請日の属する年度の前年度において支援金の交付を受けた支援対象夫婦であって、当該交付を受けた支援金の額が前2号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に満たないもの 前2号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額から当該前年度に交付を受けた支援金の額を控除して得た額

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、多治見市結婚新生活支援金交付申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、婚姻日から半年以内に市長に申請しなければならない。ただし、前条第3号に規定する申請者にあつては、第1号、第5号、第7号及び第10号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 戸籍謄本又は婚姻届受理証明書の写し
- (2) 支援対象夫婦の住民票の写し
- (3) 支援対象夫婦の最新の所得証明書の写し
- (4) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類(貸与型奨学金の返済を行っている場合に限る。)の写し
- (5) 住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し(住宅を取得した場合に限る。)
- (6) 住宅の賃貸借契約書の写し(住宅を賃借している場合に限る。)
- (7) 住宅のリフォームに係る工事請負契約書又は請書の写し(住宅をリフォームした場合に限る。)
- (8) 住宅費、引越費用及びリフォーム費用に係る手当支給状況証明書(別記様式第2号)(勤務先から住宅に係る手当が支給されている場合に限る。)

(9) 支援対象経費を支払ったことが分かる書類の写し

(10) 誓約書兼同意書（別記様式第3号）

(11) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、支援金の交付の可否を決定したときは、多治見市結婚新生活支援金交付（不交付）決定通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第7条 前条第2項の規定により、支援金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに多治見市結婚新生活支援金交付請求書（別記様式第5号）を市長に提出し、支援金を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援金を交付するものとする。

（支援金の交付決定の取消し等）

第8条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した支援金があるときは、当該交付した支援金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正な行為により支援金の交付を受けたことが明らかになったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が支援金の交付を適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、支援金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部を返還させるときは、多治見市結婚新生活支援金交付決定取消通知書（返還請求書）（別記様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（委任）

第9条 この要綱及び多治見市補助金等交付要綱（平成8年告示第29号）に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の予算に係る支援金から適用する。

2 多治見市補助金等交付要綱(平成8年告示第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1 2 総務の款10 燃料費等高騰対策指定管理者緊急支援事業の項を11 燃料費等高騰対策指定管理者緊急支援事業の項とし、9 新型コロナウイルス感染症対策市有施設内飲食店緊急支援事業の項を10 新型コロナウイルス感染症対策市有施設内飲食店緊急支援事業の項とし、8 新型コロナウイルス感染症対策指定管理者緊急支援事業の項を9 新型コロナウイルス感染症対策指定管理者緊急支援事業の項とし、7 移住支援事業の項の次に次のように加える。

8 市民相談事業						
1 市民相談事業						
1 結婚相談事業						
1 結婚	市の結婚	要綱によ	要綱によ	要綱によ		
新生活支	新生活支	る。	る。	る。		
援事業	援金交付					
	要綱によ					
	る。					

多治見市長

申請者 住 所
氏 名 (※)
電話番号
(※)本人が自署しないときは押印してください。

多治見市結婚新生活支援金交付申請書

多治見市結婚新生活支援金の交付を受けたいので、多治見市結婚新生活支援金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添付して申請します。

1 申請者等

	氏 名	生年月日	婚姻時の年齢	就業の有無
申請者		年 月 日	歳	有・無
配偶者		年 月 日	歳	有・無
婚姻日	年 月 日			

注意事項 申請日における就業状況について、就業の有無欄の「有・無」のいずれかに○印を付けてください。

2 支援対象経費

住 宅 費 (取得)	取得日	年 月 日
	契約金額 (A)	円
住 宅 費 (賃借)	契約締結日	年 月 日
	①家賃	円
	②共益費	円
	③敷金・礼金	円
	④仲介手数料	円
	小計 (B)	①+②+③+④= 円
引越費用	引越日	年 月 日
	費用 (C)	
リフォーム 費用	工事完了年月日	年 月 日
	費用 (D)	円
手当・公的補助等 (E)		円
合計 { (A) 又は (B) } + (C) + (D) - (E)		

3 添付書類

- (1) 戸籍謄本又は婚姻届受理証明書の写し
- (2) 支援対象夫婦の住民票の写し
- (3) 支援対象夫婦の最新の所得証明書の写し
- (4) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（貸与型奨学金の返済を行っている場合に限る。）の写し
- (5) 住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し（住宅を取得した場合に限る。）
- (6) 住宅の賃貸借契約書の写し（住宅を賃借している場合に限る。）
- (7) 住宅のリフォームに係る工事請負契約書又は請書の写し（住宅をリフォームした場合に限る。）
- (8) 住宅費、引越費用及びリフォーム費用に係る手当支給状況証明書（別記様式第2号）（勤務先から住宅に係る手当が支給されている場合に限る。）
- (9) 支援対象経費を支払ったことが分かる書類の写し
- (10) 誓約書兼同意書（別記様式第3号）
- (11) その他市長が必要と認める書類

別記様式第2号（第5条関係）

住宅費、引越費用及びリフォーム費用に係る手当支給状況証明書

下記の者に対する住宅費、引越費用及びリフォーム費用に係る手当の支給状況を次のとおり証明します。

年 月 日

給与等の支払者 所在地
名 称
代表者氏名
電話番号

(※)

(※)法人は記名押印をしてください（代表者本人が自署するときを除く）。法人以外は、本人が自署しないときは押印してください。

記

住 所	
氏 名	
住宅の取得	円
家賃（共益費を含む。）	年 月～ 年 月 円
敷金・礼金・仲介手数料	円
引越費用	円
リフォーム費用	円

注意事項

- 1 住宅費、引越費用及びリフォーム費用に係る手当とは、次に掲げる費用に関して事業主が従業員に対し支給し、又は負担した全ての手当額です。
 - (1) 住宅の取得費並びに家賃、共益費、敷金、礼金（保証金その他これに類する費用を含みます。）及び仲介手数料
 - (2) 引越費用（引越業者又は運送業者に支払った実費）
 - (3) リフォーム費用（修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用）
- 2 住宅費、引越費用及びリフォーム費用に係る手当を支給している場合は、その額（家賃及び共益費に係る手当にあつては期間内の総額）を記入してください。

別記様式第3号（第5条関係）

誓約書兼同意書

多治見市結婚新生活支援金の交付の申請に当たり、下記に記載した内容に相違ないことを誓約するとともに、職員が確認することについて同意します。

記

1. 誓約事項

誓約事項	申請者 チェック欄	配偶者 チェック欄
多治見市に定住の意思を持ち、この支援金の申請をした日から3年以上居住します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
居住地の町内会に加入しています。	町内会	
暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
多治見市が実施するアンケート調査等に協力します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
偽りその他不正な行為により支援金の交付を受けたときは、既に交付を受けた支援金を返還します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

2. 確認事項

- (1) 多治見市における市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料又は農業集落排水処理施設使用料の納付状況（滞納の有無）
- (2) 住宅費、引越費用及びリフォーム費用に係る公的制度による補助等の受給状況並びに勤務先からの手当の支給状況
- (3) 貸与型奨学金の返済に係る公的制度による補助等の受給状況

年 月 日

多治見市長

住所

申請者 氏名 (※)

配偶者 氏名 (※)

(※)本人が自署しないときは押印してください。

別記様式第4号（第6条関係）

多治見市指令財第 号
年 月 日

様

多治見市長



多治見市結婚新生活支援金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった多治見市結婚新生活支援金については、次のとおり決定したので、多治見市結婚新生活支援金交付要綱第6条の規定により通知します。

決定の内容	交付 ・ 不交付
支援金の額	金 円
不交付の場合 その理由	
備考	

注意事項

偽りその他不正な行為により支援金の交付を受けたことが明らかになったときその他市長が支援金の交付を適当でないと認めたときは、支援金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことがあります。この場合において、既に交付した支援金があるときは、当該交付した支援金の全部若しくは一部を返還させることがあります。

年 月 日

多治見市長

申請者 住 所
氏 名 (※)
電話番号

(※)本人が自署しないときは押印してください。

多治見市結婚新生活支援金交付請求書

年 月 日付け多治見市指令財第 号で交付決定を受けた多治見市結婚新生活支援金の交付を受けたいので、多治見市結婚新生活支援金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 組合 農協	本店 支店 出張所
預貯金種別	普通・当座	口座番号
フリガナ		
口座名義人		

別記様式第6号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

多治見市長



多治見市結婚新生活支援金交付決定取消通知書（返還請求書）

次のとおり、 年 月 日付け多治見市指令財第 号により交付決定した多治見市結婚生活支援金の全部（一部）の交付決定を取り消し、既に交付した支援金の返還を請求するので、多治見市結婚新生活支援金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

取り消した（返還を請求する）金額	円
取り消した理由	